

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 26日

下関市長 殿

提出者

住 所 下関市向洋町一丁目13番1号

氏 名 地方独立行政法人下関市立市民病院

理事長 田中 雅夫

電話番号 083-231-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	下関市立市民病院
事業場の所在地	下関市向洋町一丁目13番1号
計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	診療科目:33科 病床数:382床
③従業員数	683名(令和6年4月1日現在 有期雇用職員含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内に処理設備を有していないため、収集運搬及び処理については全面委託している。(契約書に基づく書面による。)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別途図面のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	144.8 t	t
	(これまでに実施した取組) 入院・外来・救急患者の増減により、廃棄物が増減する状況であるが、各部局で使用する医薬品などの軽量化、減量化に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	141.9 t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別添の業務内容のとおり、分別の徹底を図る。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

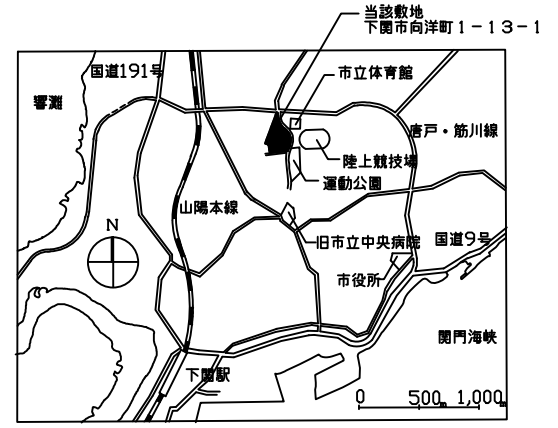
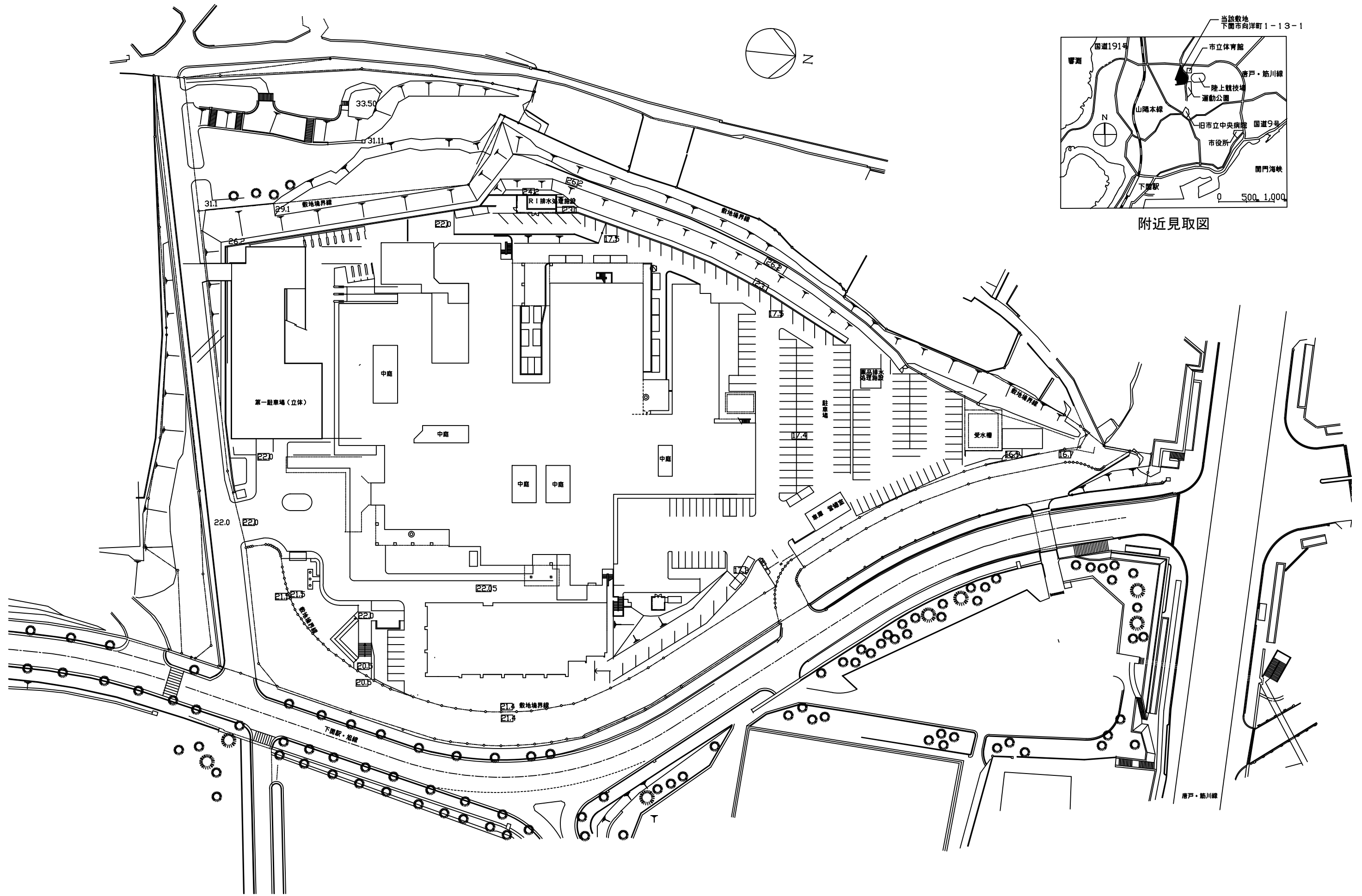
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	144.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	144.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	144.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	141.9 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

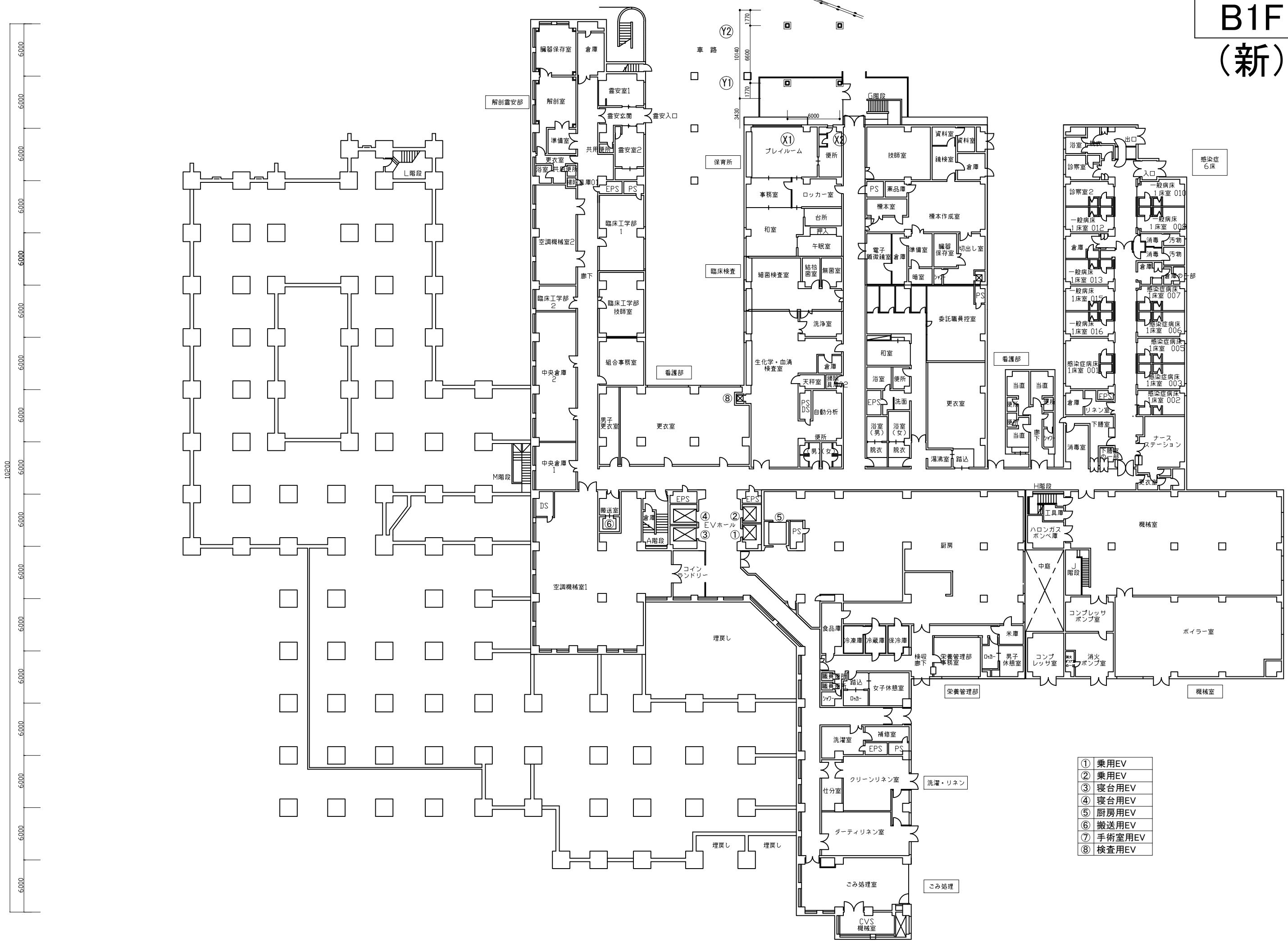




附近見取図



# B1F (新)

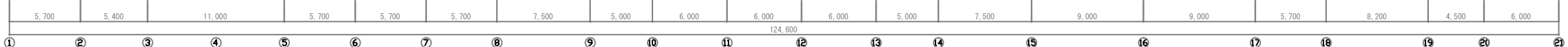
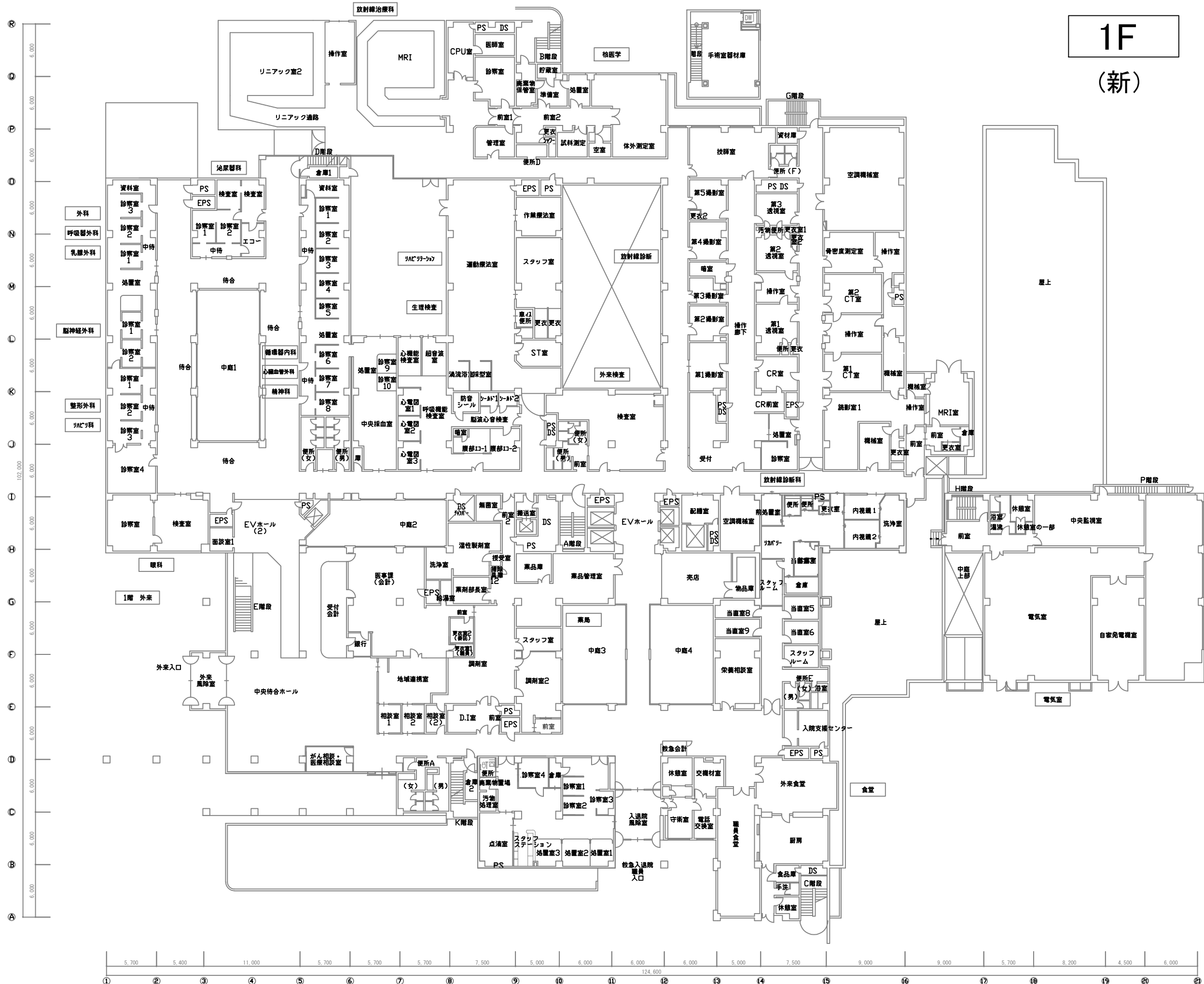


- ① 乗用EV
- ② 乗用EV
- ③ 寝台用EV
- ④ 寝台用EV
- ⑤ 厨房用EV
- ⑥ 搬送用EV
- ⑦ 手術室用EV
- ⑧ 検査用EV

5700	5400	5500	5500	5700	5700	5700	7500	5000	6000	6000	6000	5000	7500	9000	9000	5700	9000	4500	6000
39200												85400							

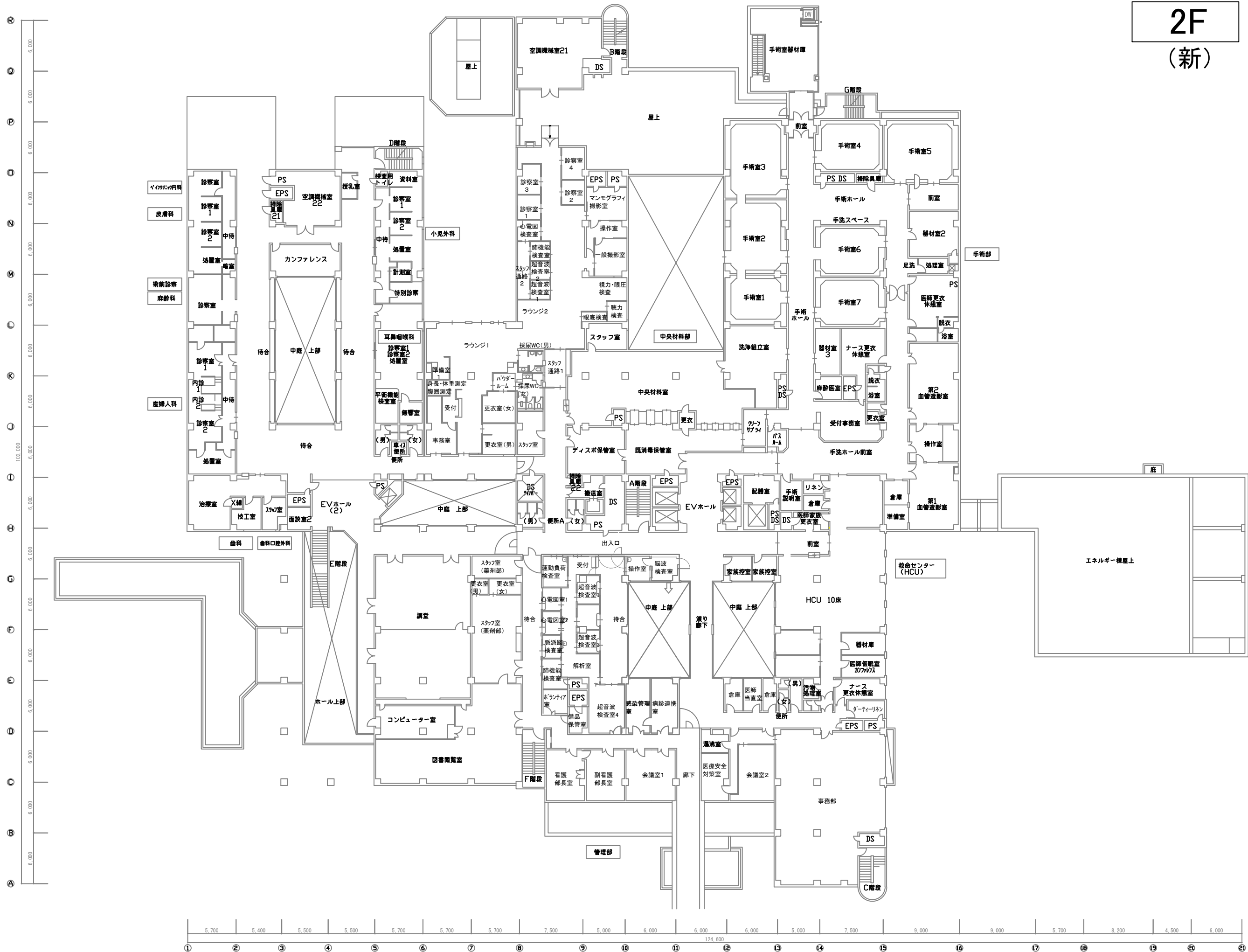
1F

(新)

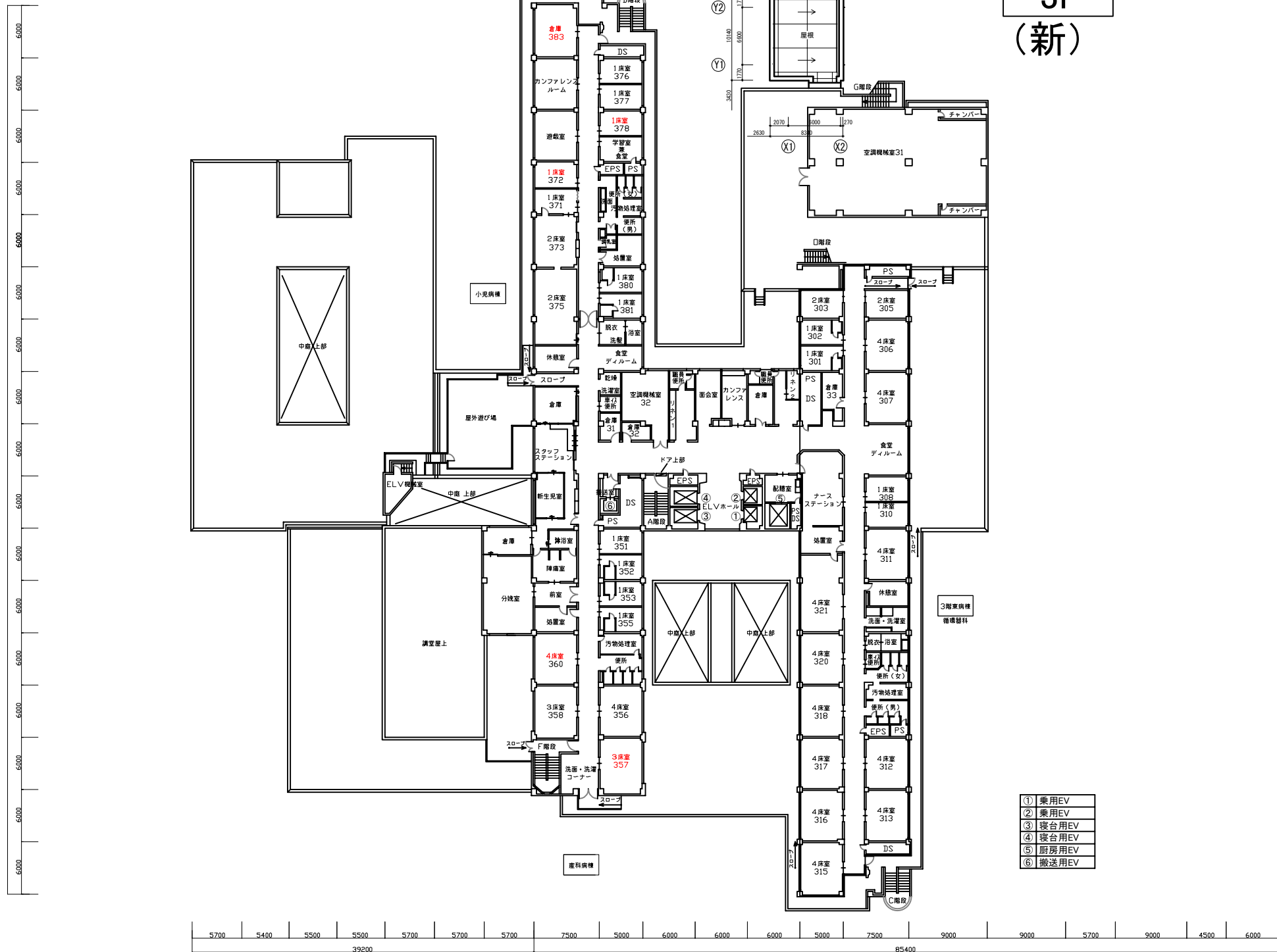


2F

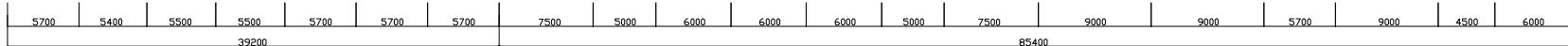
(新)



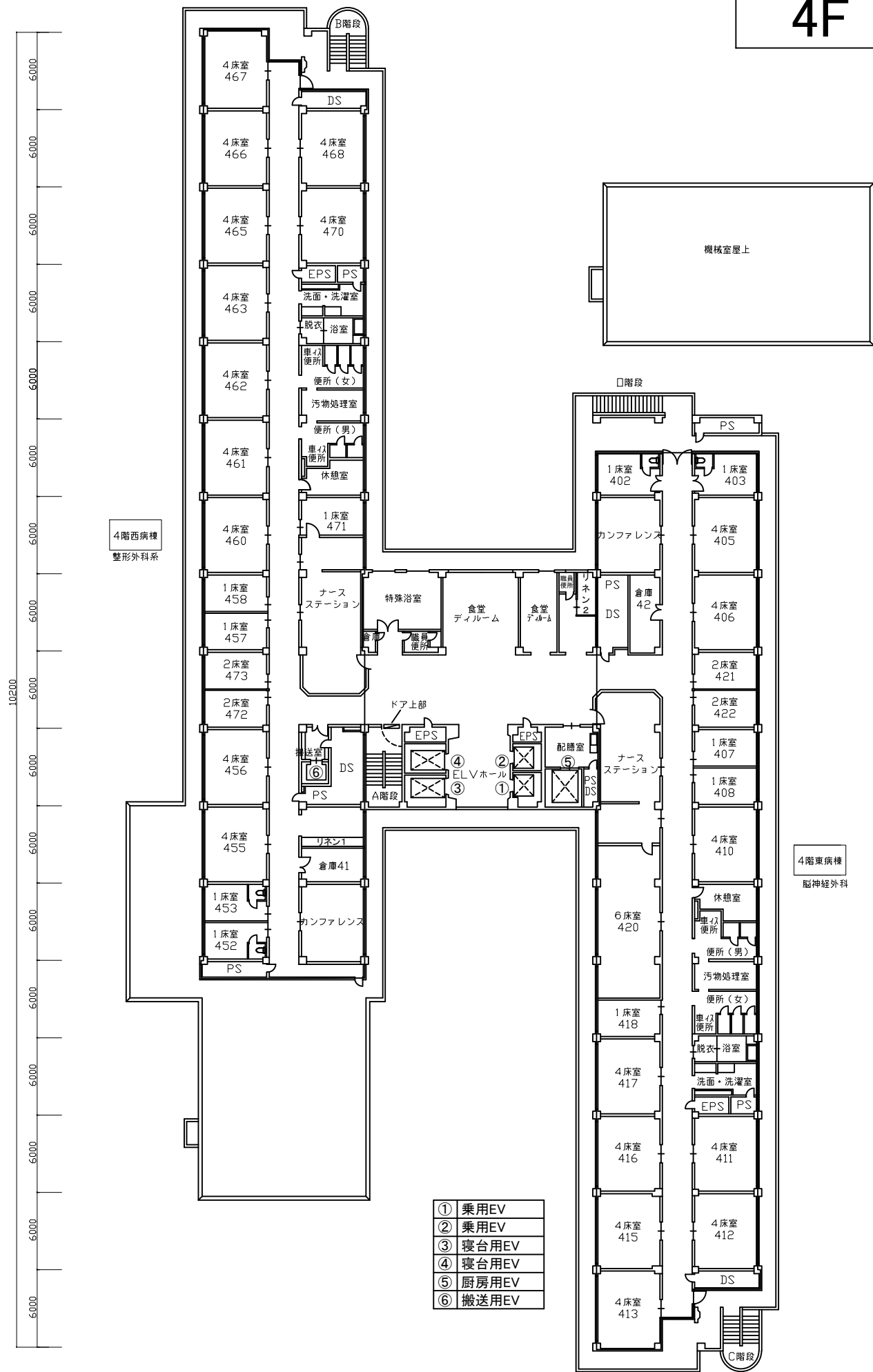
# 3F (新)



- ① 乗用EV
- ② 乗用EV
- ③ 寝台用EV
- ④ 寝台用EV
- ⑤ 厨房用EV
- ⑥ 搬送用EV



# 4F



4階西病棟  
整形外科系

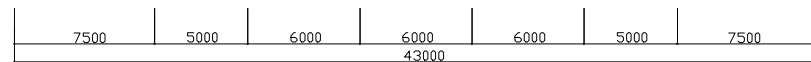
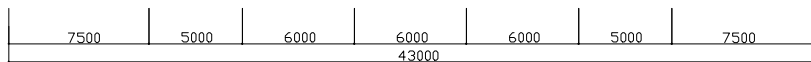
5階西病棟  
外科

4階東病棟  
脳神経外科

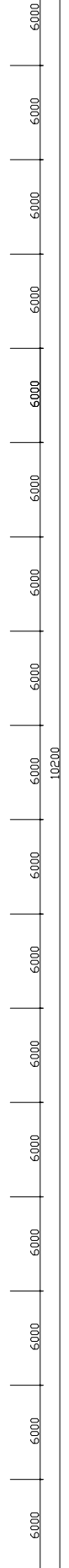
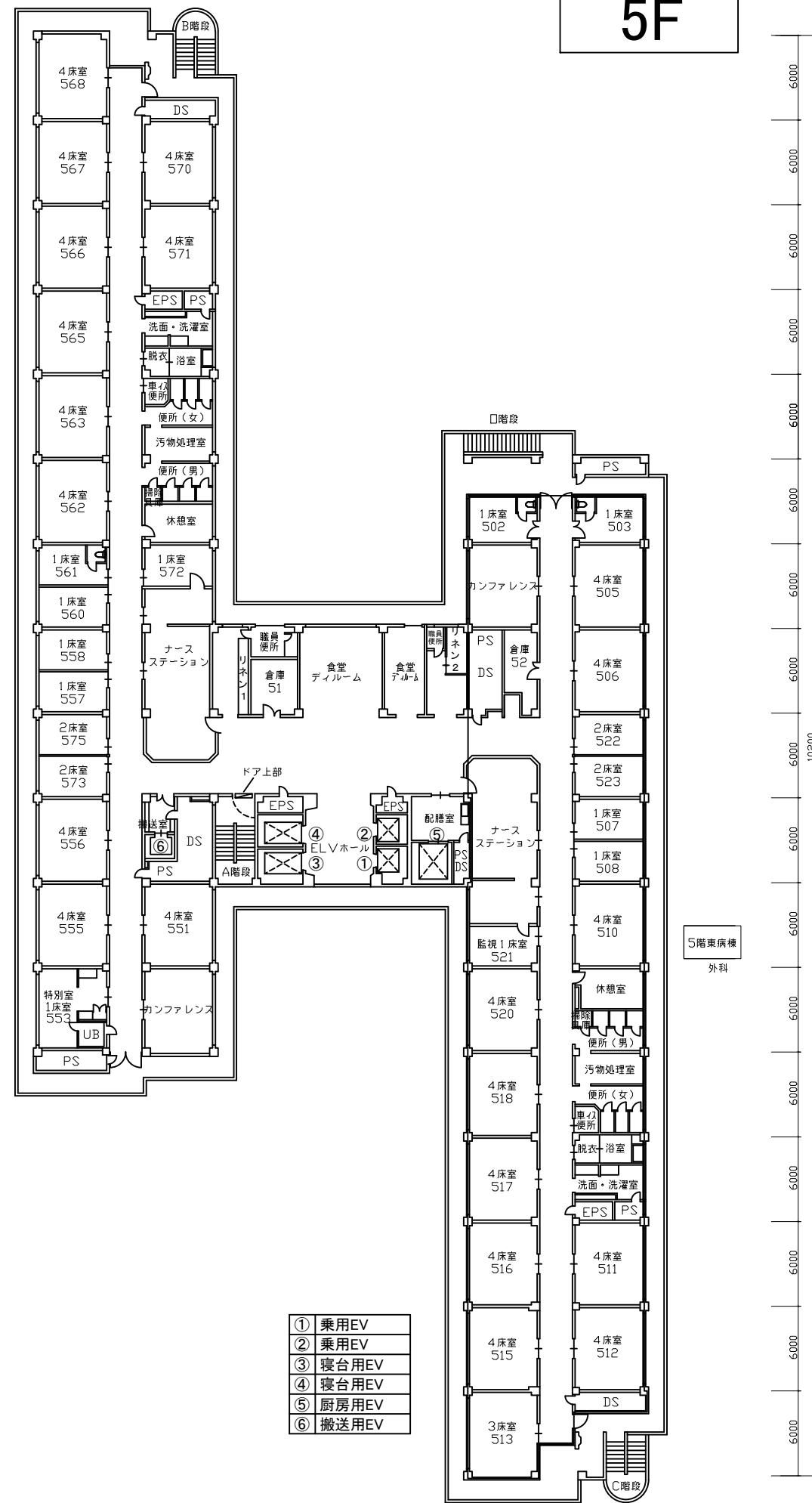
5階東病棟  
外科

- ① 乗用EV
- ② 乗用EV
- ③ 寝台用EV
- ④ 寝台用EV
- ⑤ 厨房用EV
- ⑥ 搬送用EV

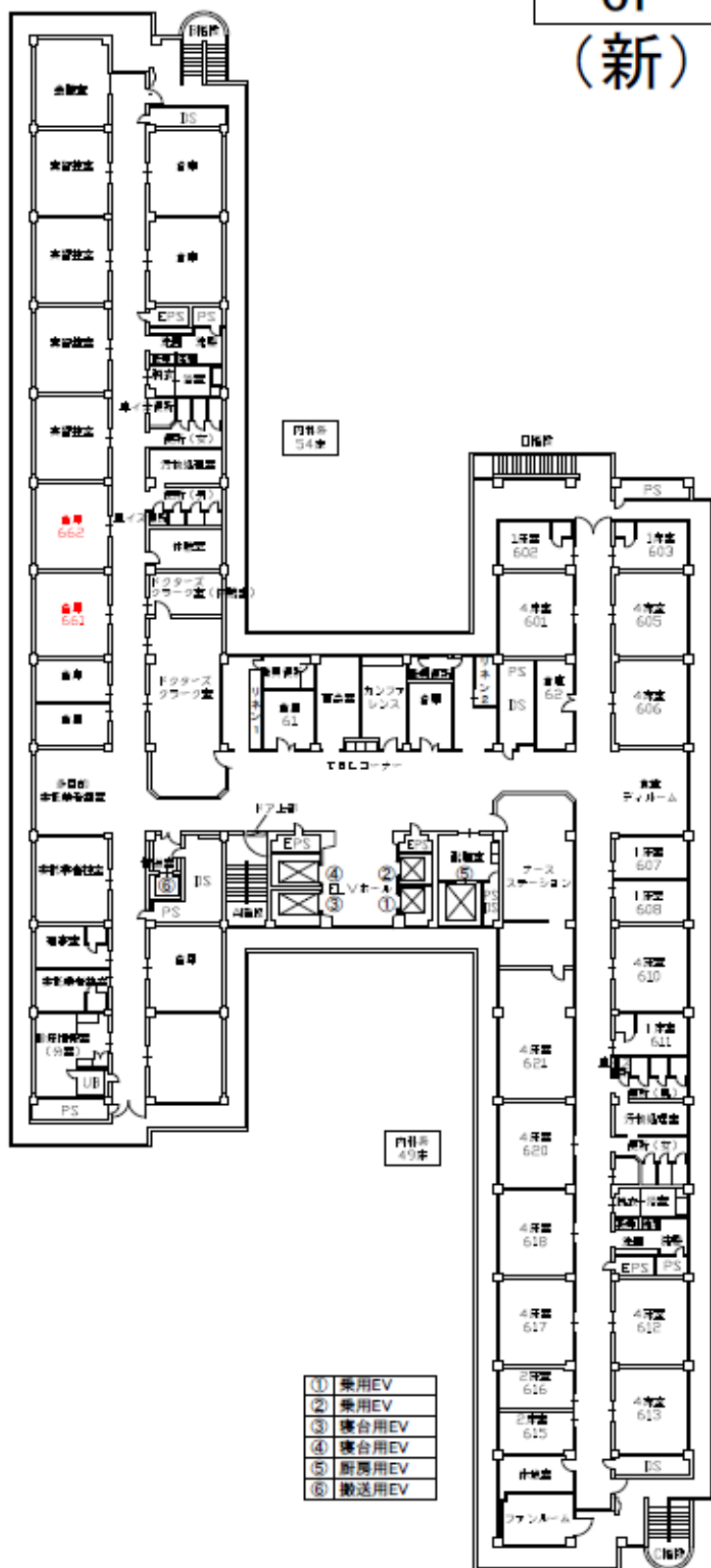
- ① 乗用EV
- ② 乗用EV
- ③ 寝台用EV
- ④ 寝台用EV
- ⑤ 厨房用EV
- ⑥ 搬送用EV



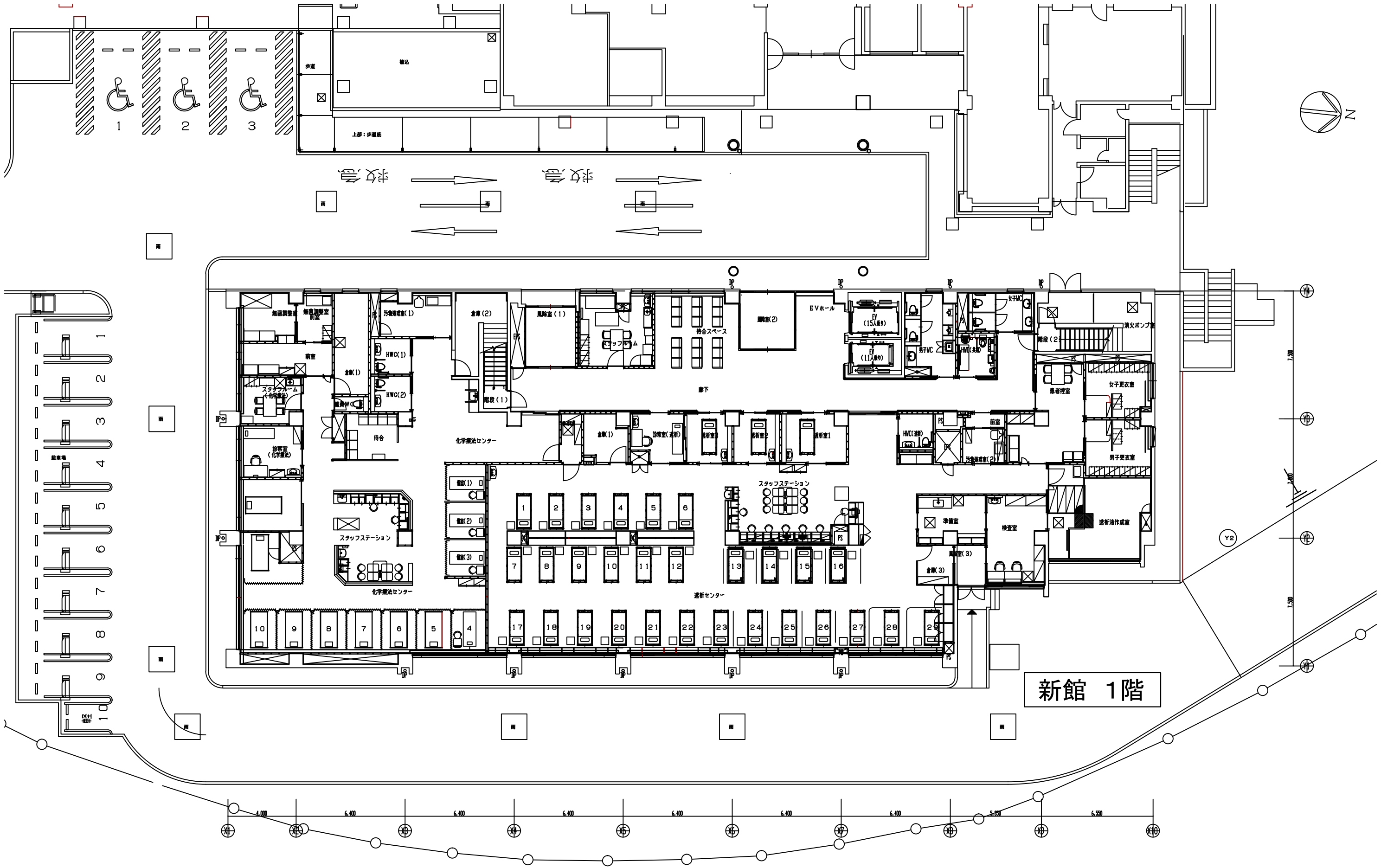
# 5F



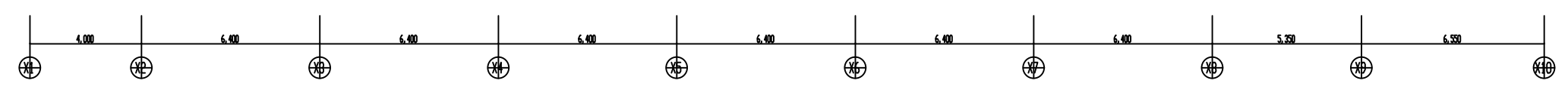
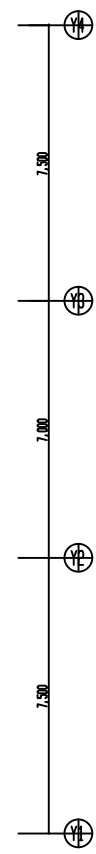
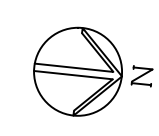
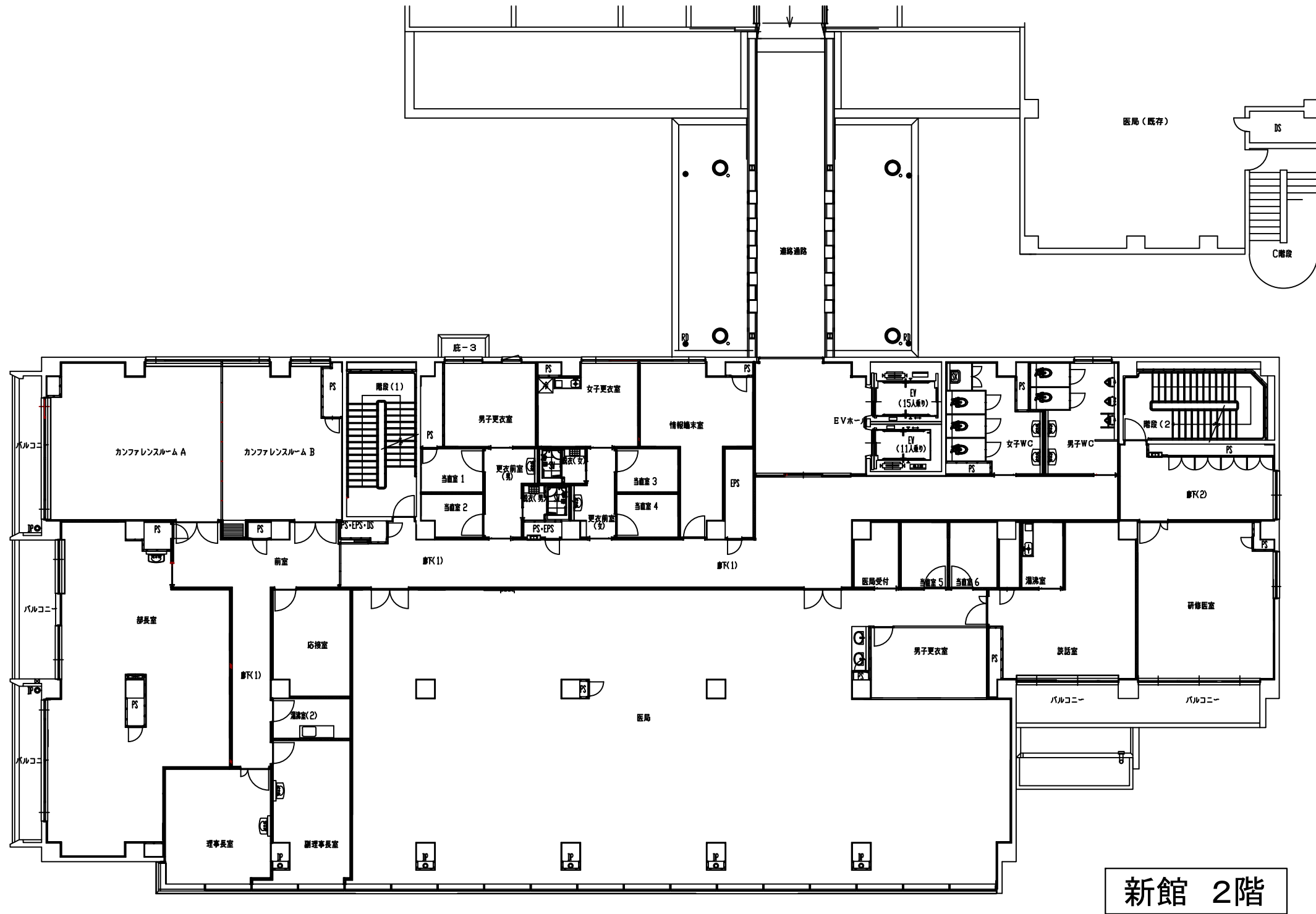
# 6F (新)



- ① 乗用EV
- ② 乗用EV
- ③ 乗台用EV
- ④ 乗台用EV
- ⑤ 厨専用EV
- ⑥ 搬送用EV

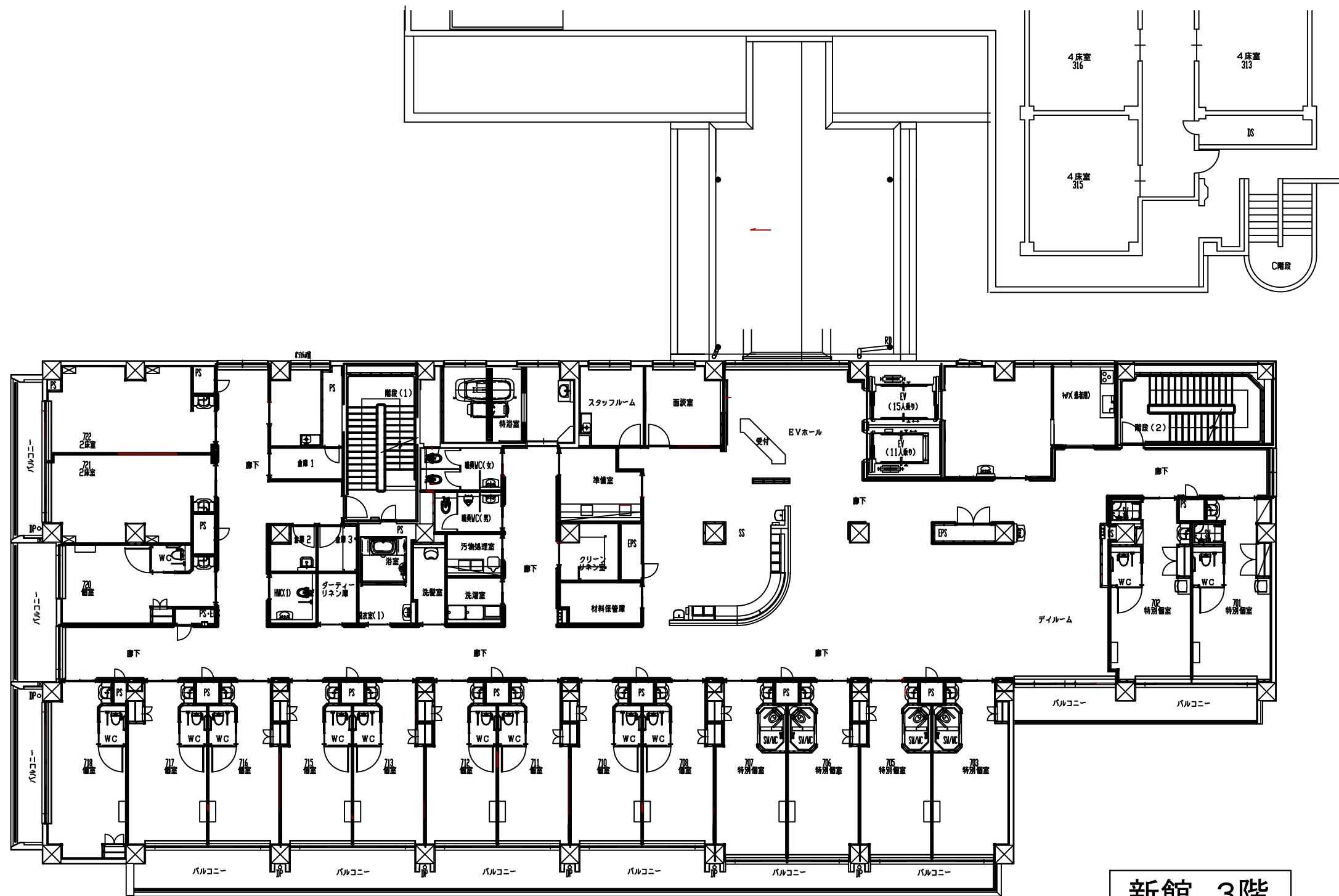


新館 1階

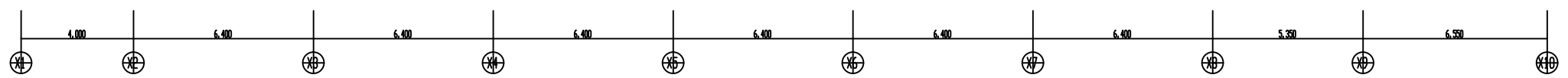
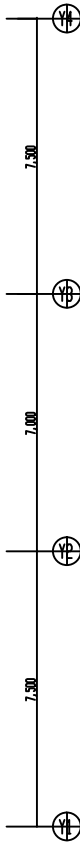
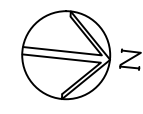


防火上主要な間仕切壁（防火区画・114条区画）

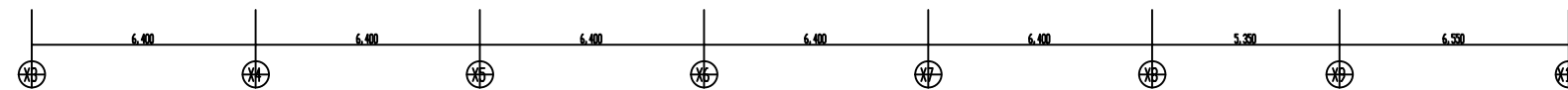
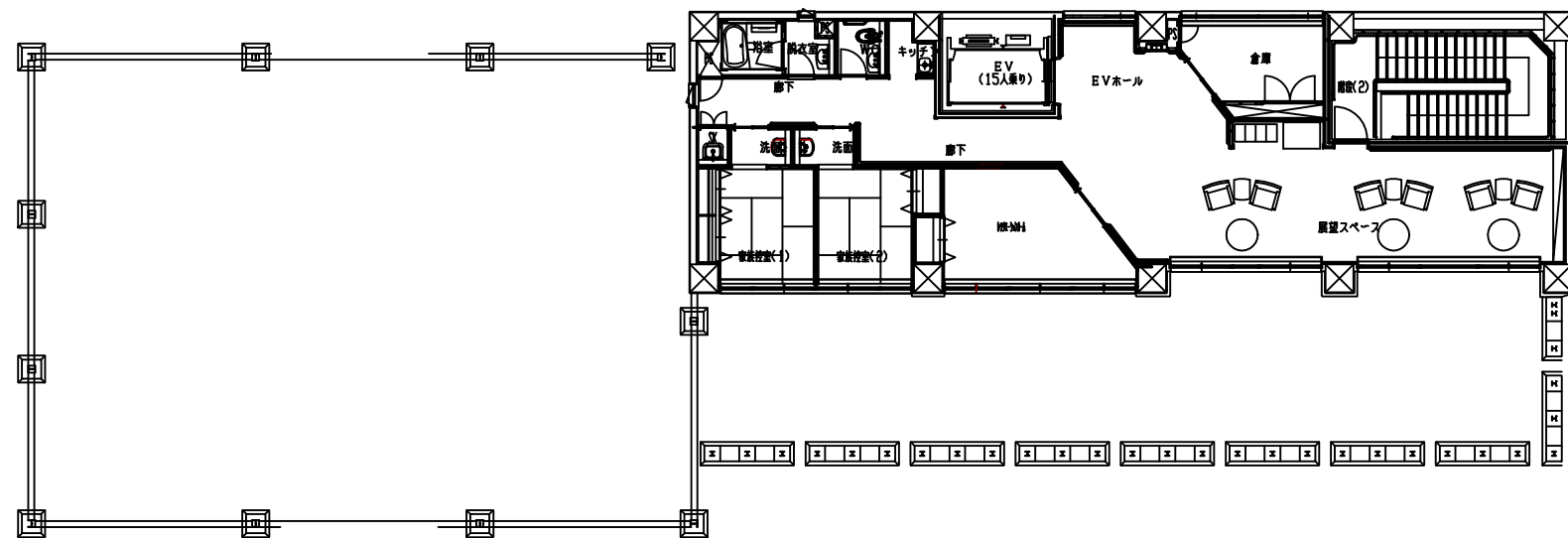
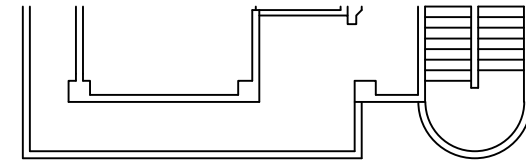
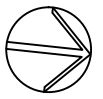




新館 3階



新館 4階  
(新)



## 医療廃棄物収集運搬業務仕様書

本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び行政指導等を遵守し、下関市立市民病院より排出される医療廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬業務を行うための必要な事項を定める。

## 1 業務内容

下関市立市民病院から排出される廃棄物を処理場まで収集運搬する業務

## 2 廃棄物の種類、分別、荷姿等

	廃棄物の種類	分 別		荷姿及び容器
		感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物	
1	血液等	—	血液、血清、血漿、体液、血液製剤等	ダンボール箱
2	血液等が付着した鋭利なもの	—	注射針、メス、ガラス屑等	耐貫通性のある容器
3	その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙屑、繊維屑（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等	1に同じ
4	病理微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験・検査等に使用した培地及び摘出した臓器等	実験・検査等に使用した試験管、シャーレ等	1に同じ
5	汚染物が付着又はその恐れがあるので1～3に該当しないもの	汚染物が付着した紙屑、繊維屑等	汚染物が付着したプラスチック類等	1に同じ

## 3 排出見込量

11, 970kg/月

## 4 業務場所

下関市立市民病院ごみ処理室とする。

## 5 収集方法及び場所

- (1) 原則として毎日廃棄物を収集する。収集しなくてよい日がある場合は、病院が指定する。
- (2) 廃棄物の数量について甲立会の上で計量確認するものとする。
- (3) 廃棄物の収納容器（未使用に限る）は病院に支障がない範囲で、病院指定の専用置場に保管することができる。

## 6 その他

- (1) 事業範囲等の確認書類として特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出すること。
- (2) 履行期間途中で受託者の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の期限が切れる場合は、速やかに許可の更新を行い、新たな許可証の写しを提出すること。
- (3) 廃棄物の収納容器は収集・運搬業者の負担で提供すること。

## 様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 26日

下関市長 殿

提出者

住所 下関市向洋町一丁目13番1号

氏名 地方独立行政法人下関市立市民病院

理事長 田中 雅夫

電話番号 083-231-4111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	下関市立市民病院
事業場の所在地	下関市向洋町一丁目13番1号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	149.2 t	全処理委託量	149.2 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
	前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

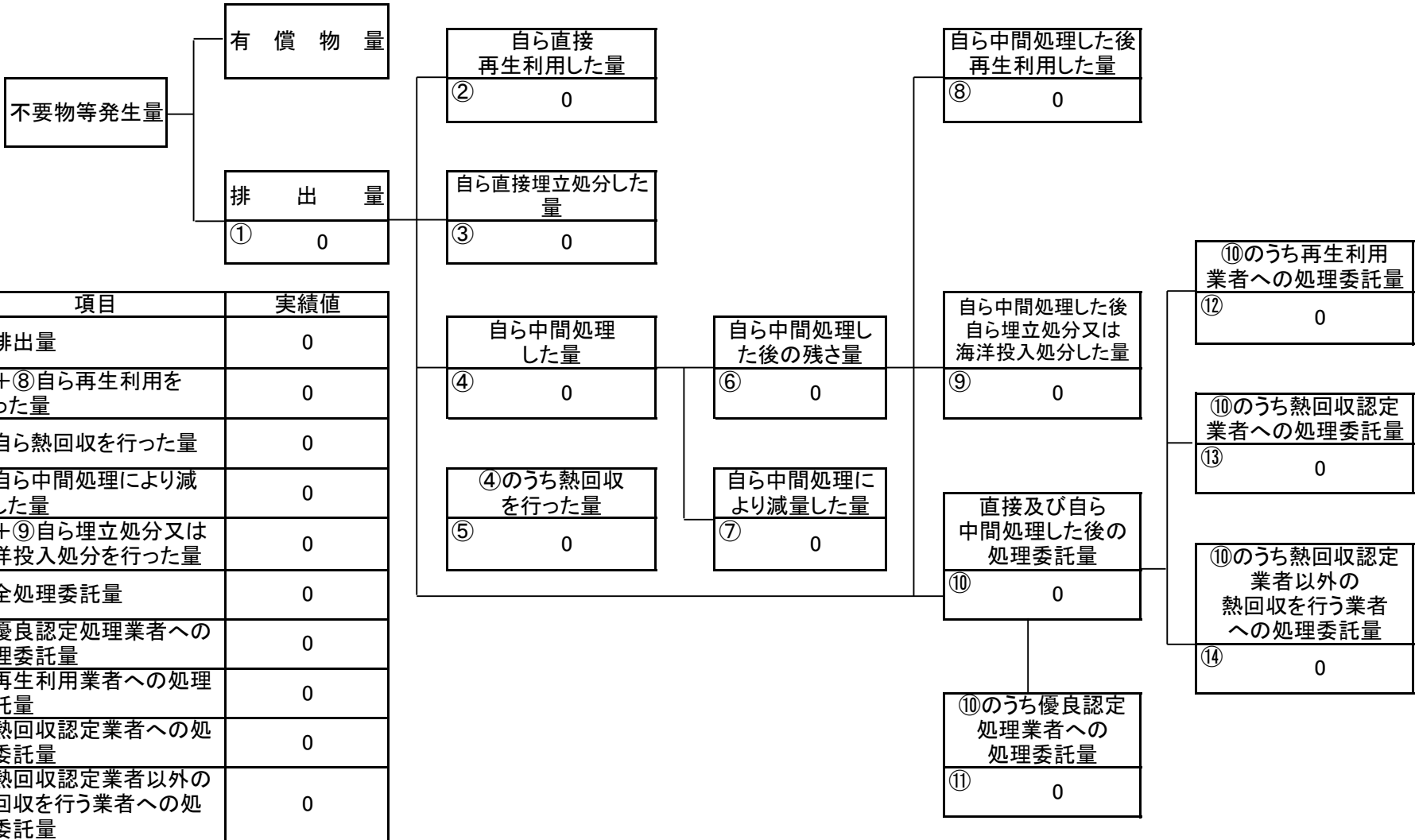
多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和5年度実績)

多量排出事業者 名称	下関市立市民病院	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	医療業
------------	----------	----------	-----	-------	-----

区分	種類	計 画 の 実 施 状 況															
		①排出量	② 自ら直接再処理 利用した量	③ 自ら直接再処理 処分又は処分委託 した量	④ 自ら中間処理 を行った量	⑤ 自ら中間処理 を行った後の再処理 した量	⑥ 自ら中間処理 した量、再処理 した量、自ら 再処理又は再 処理処分委託 した量	⑦ 譲渡及び自 ら中間処理 した後の処理 委託量	⑧のうち再 利用業者へ の処理委託量		⑨のうち中間 処理業者への 処理委託量		⑩のうち最終 処分処理業者 への処理委託 量		⑪のうち最 最終処分業者 への処理委託 量	⑫のうち最 最終処分業者 以外の中間処 理業者への処理 委託量	⑬のうち最 最終処分業者 以外の再処理 業者への処理 委託量
									処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外			
特別管理産業廃棄物								0	0	0	0	0	0				
廃油								0	0	0	0	0	0				
廃酸								0	0	0	0	0	0				
溶アノカク								0	0	0	0	0	0				
感染性産業廃棄物	144.0							144.0	144.0	144.0	0	0	0		144.0		
PCB								0	0	0	0	0	0				
PCB汚染物								0	0	0	0	0	0				
PCB処理物								0	0	0	0	0	0				
廃豆練等								0	0	0	0	0	0				
有害産業廃棄物								0	0	0	0	0	0				
計 (B)	144.0	0	0	0	0	0	0	144.0	144.0	144.0	0	0	0	0	144.0	0	0

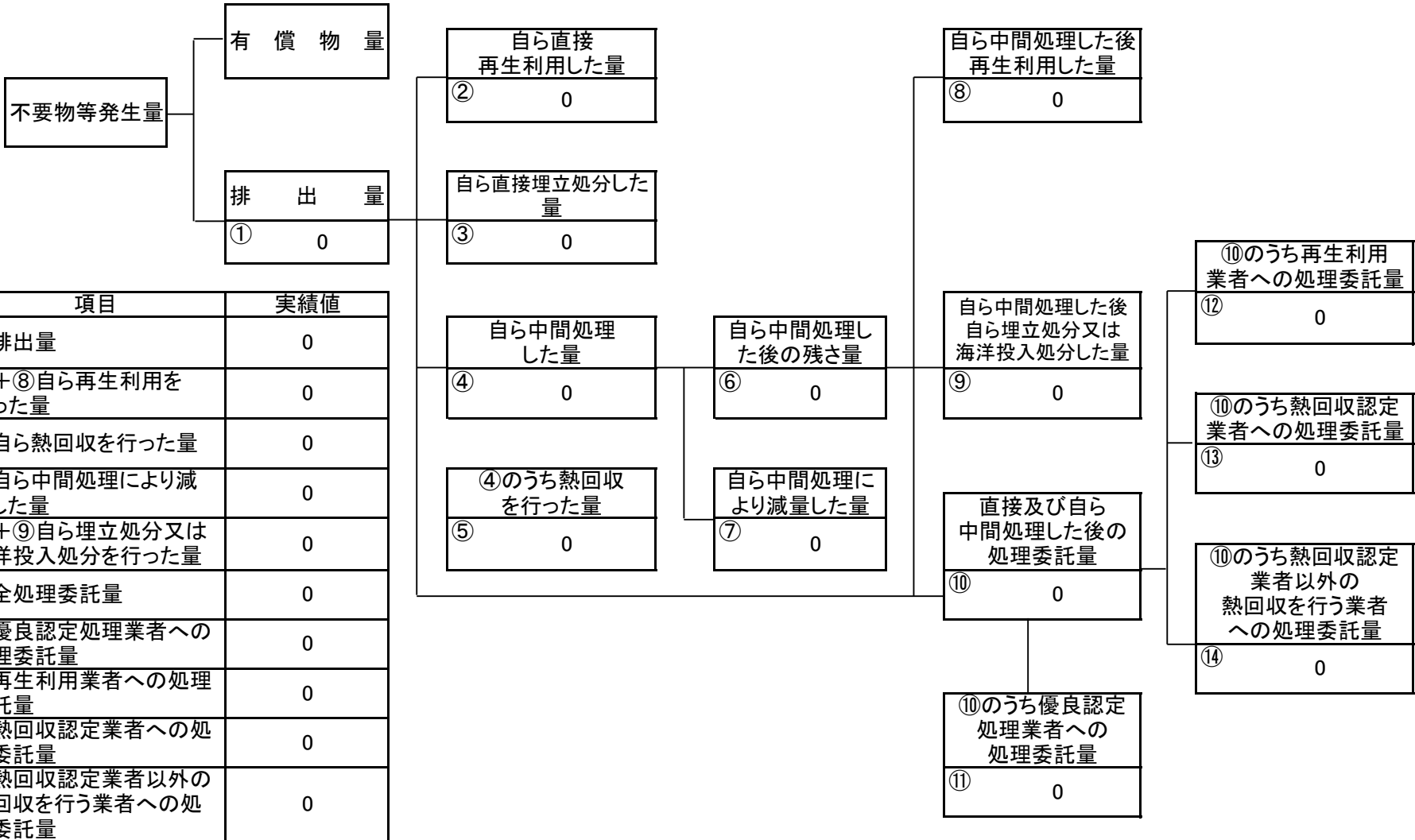
実 績										
①排出量	② 自ら直接再 処理を行った量	③ 自ら直接再 処理を行った量 のうち再処理 業者への処理 委託量	④ 自ら中間 処理を行った 量	⑤ 自ら中間 処理を行った 後の再処理 した量	⑥ 自ら中間 処理した量、 再処理した 量、自ら再 処理又は再 処理処分 委託した量	⑦ 譲渡及び 自ら中間 処理した 後の処理 委託量	⑧のうち再 利用業者へ の処理委託 量	⑨のうち中 間処理業者 への処理委 託量	⑩のうち最 最終処分業 者への処理 委託量	⑪のうち最 最終処分業 者への処理 委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144.0	0	0	0	0	0	0	144.0	144.0	144.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
144.0	0	0	0	0	0	0	144.0	144.0	144.0	0

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃油)



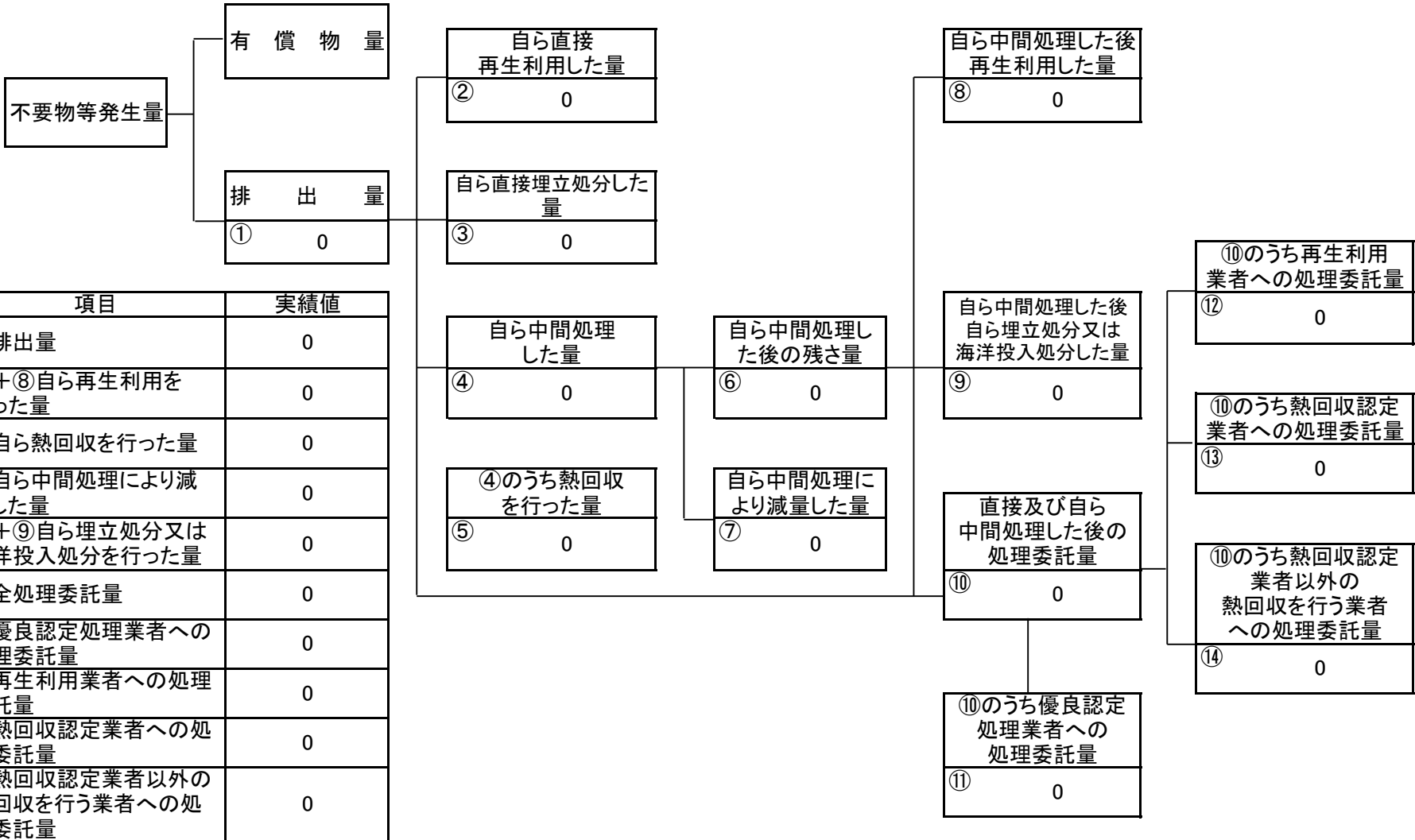
項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸)



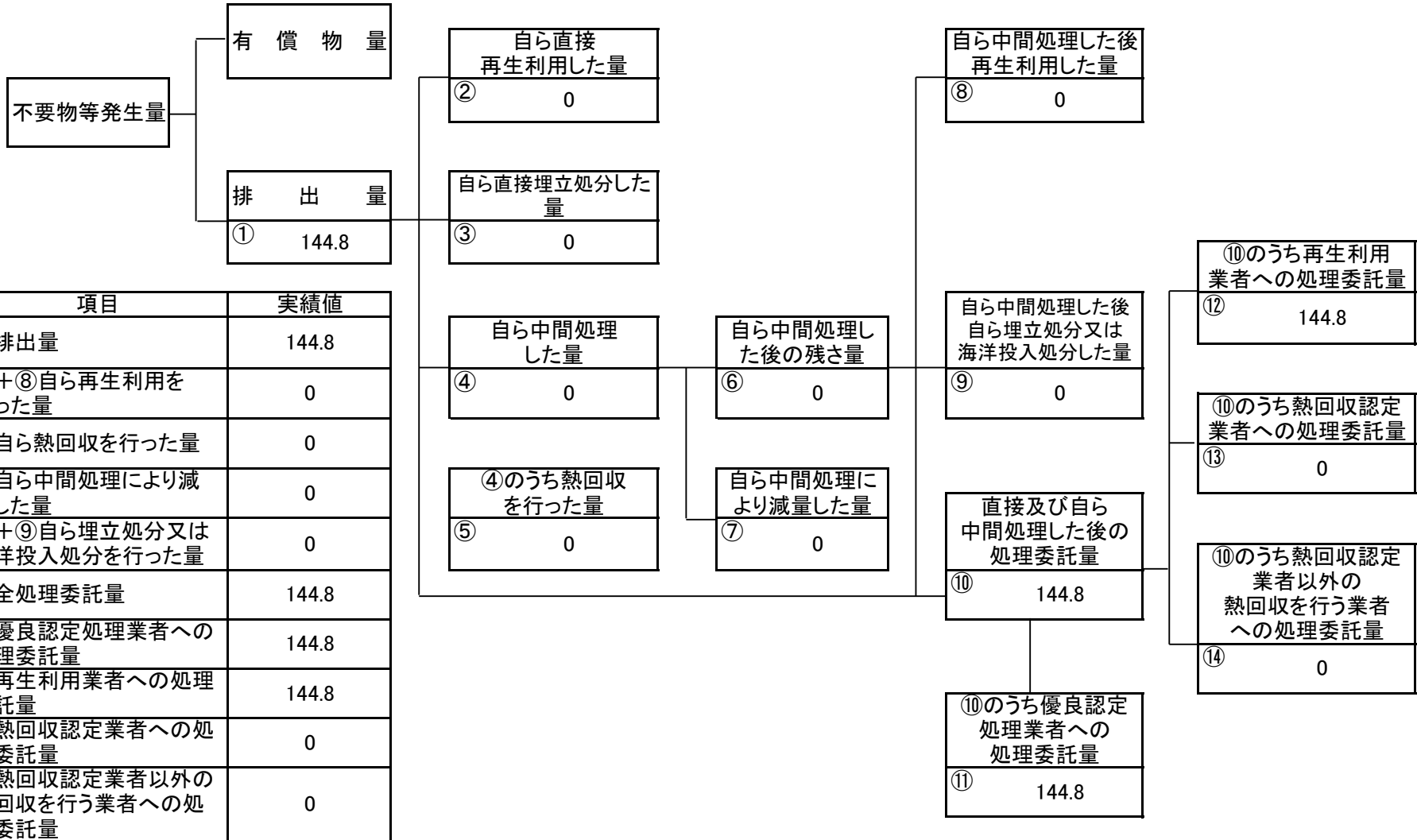


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

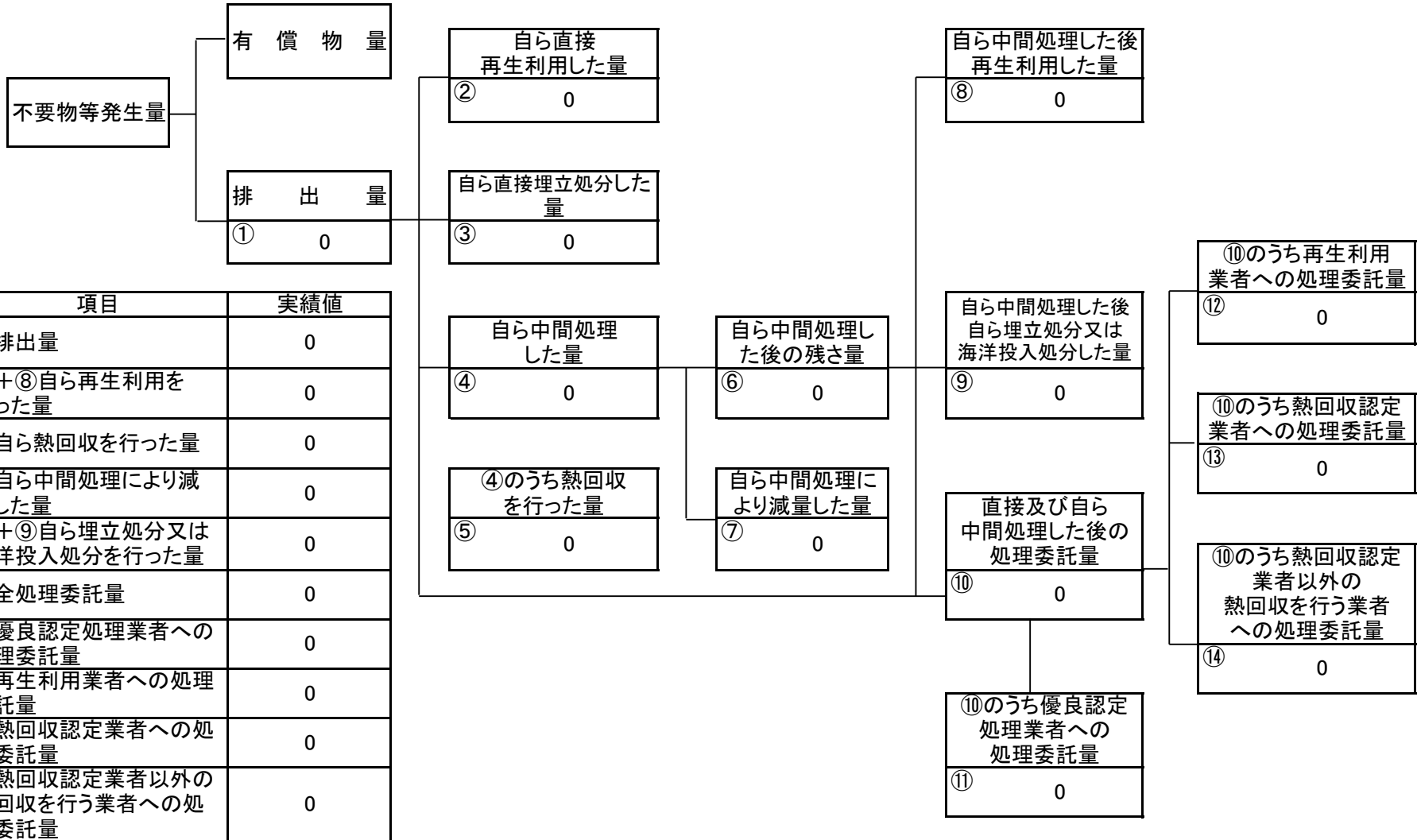


項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

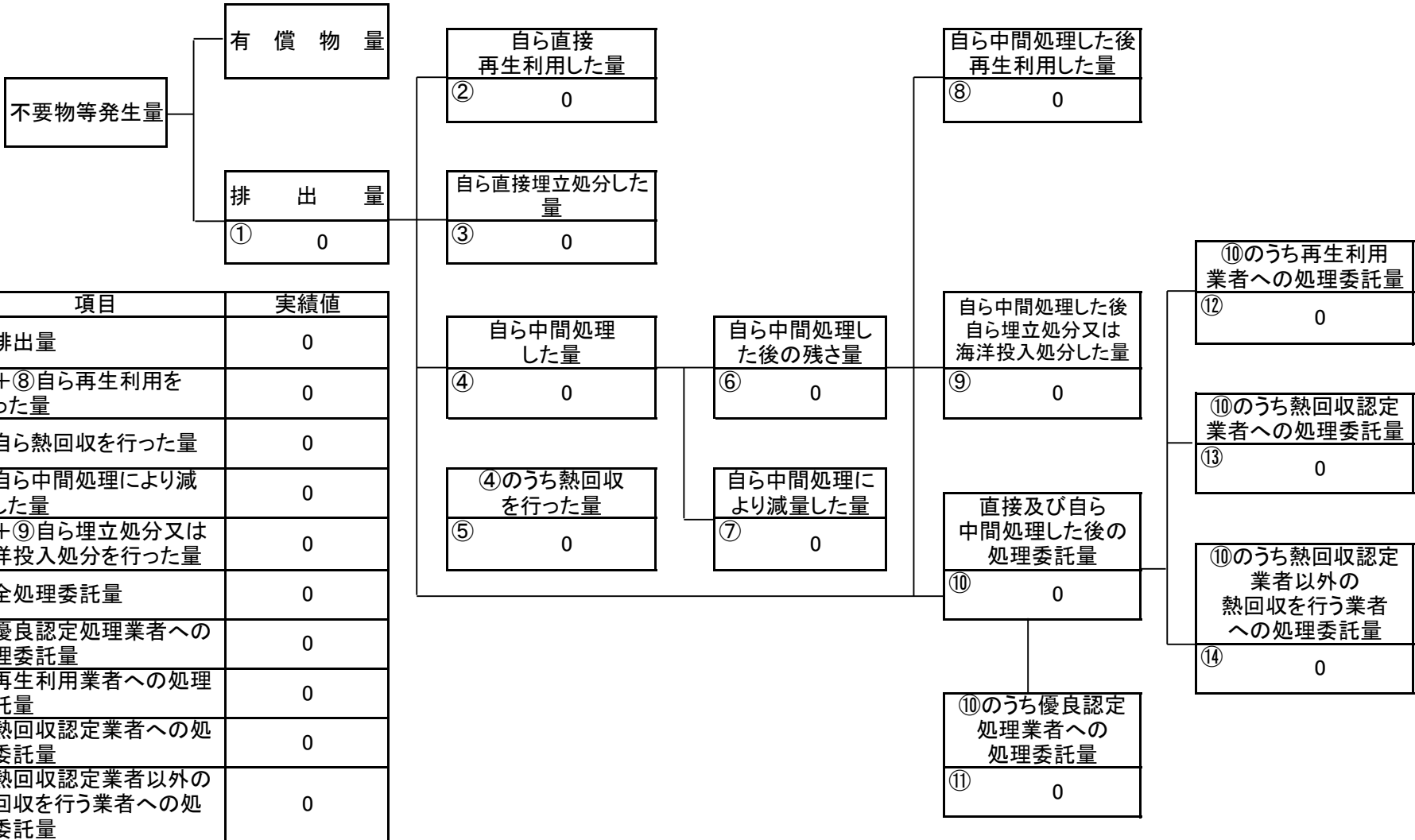
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 感染性産業廃棄物)



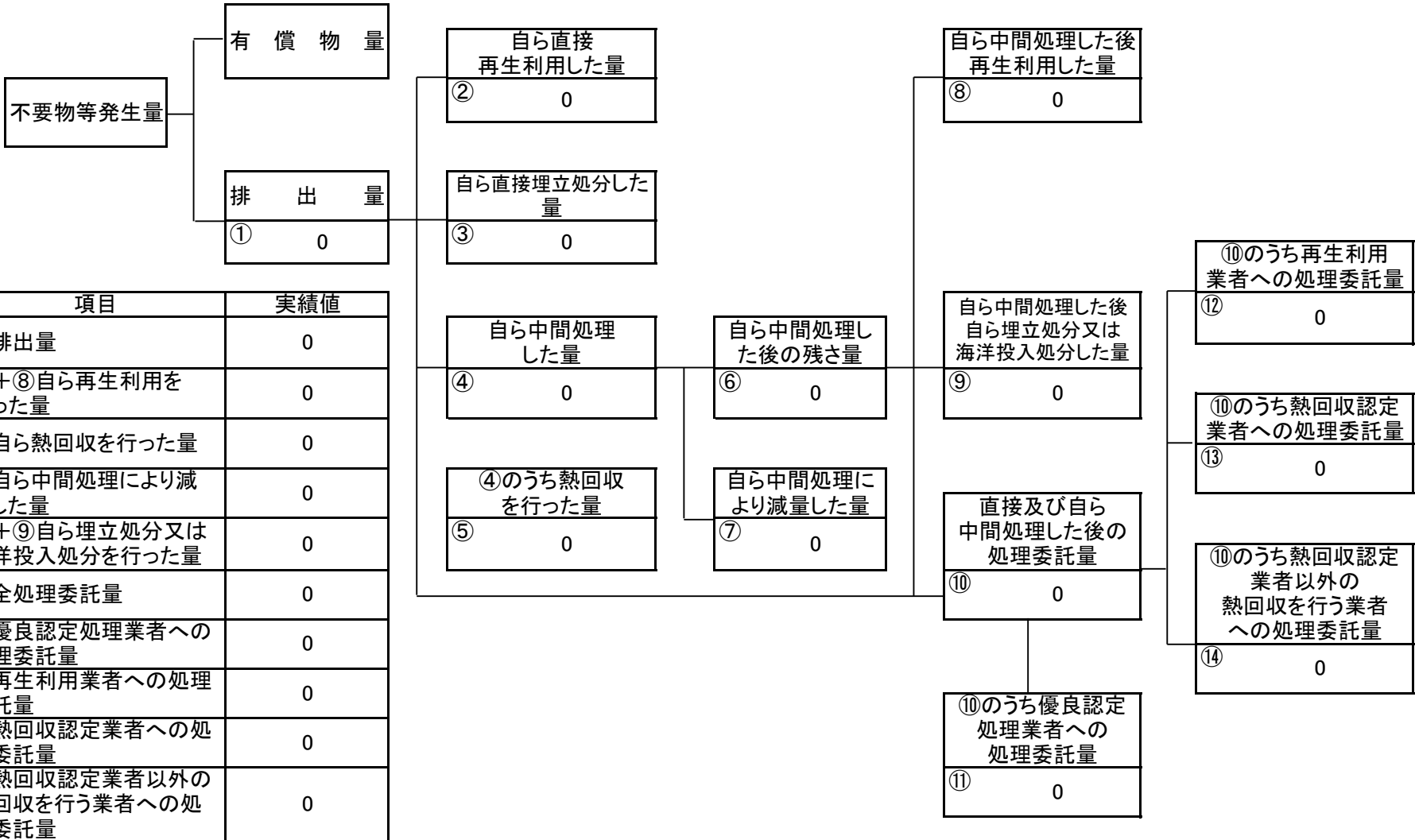
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB )



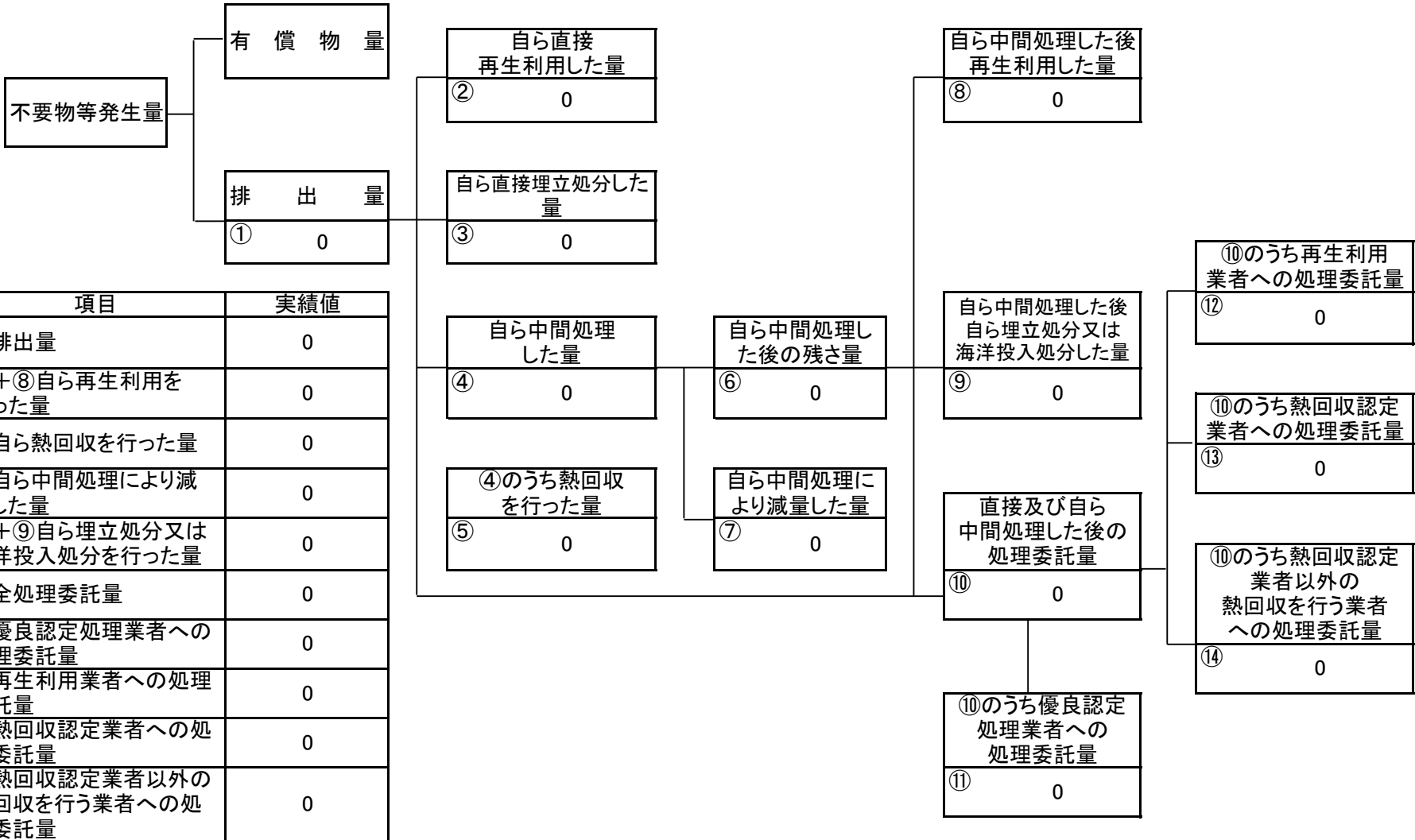
計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB汚染物)



計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: PCB処理物)

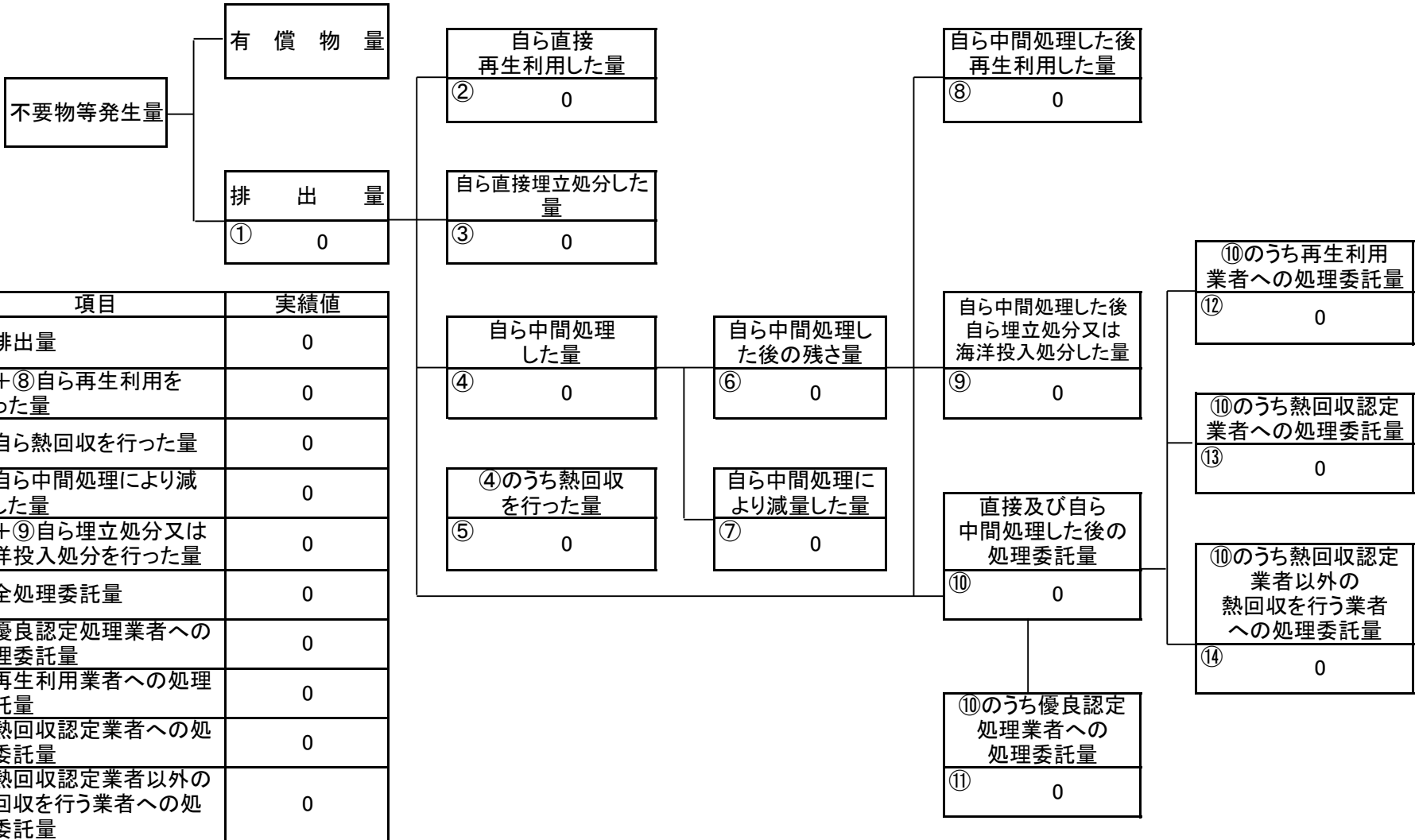


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 廃石綿等)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 有害産業廃棄物)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。